株式会社 三井住友銀行

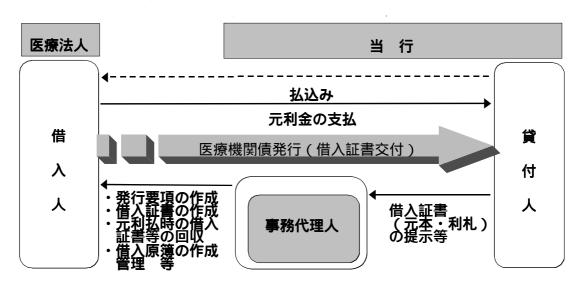
『医療機関債』の取扱開始について

三井住友銀行(頭取:西川 善文)は、医療法人を対象とした「医療機関債」の取り扱いを、本日より開始します。「医療機関債」とは厚生労働省の医政局長通知により制定された「医療機関債発行のガイドライン」 (以下「ガイドライン」)に基づき医療法人が借入れる借入金のことを言います。

今回、当行が取り扱いを開始する「医療機関債」は、「ガイドライン」及び当行所定の基準を満たした医療法人に限り、当行がその総額を貸し付ける当行総額貸付型の医療機関債で、医療法人にとっては、「財務内容の優良性の対外 P R 」、「発行ノウハウの蓄積」、「長期安定資金の導入」、等のメリットがあるとともに、医療法人の多様化する資金調達ニーズに対応する新しい商品です。

<銀行総額貸付型医療機関債のポイント>

- 1.「ガイドライン」及び当行所定の基準を満たした医療法人が対象です。
- 2.対象先の主な条件は以下の3点です。
 - (1)税引前純損益が3期連続黒字
 - (2)資金使途は資産取得
 - (3)公認会計士や監査法人による監査が原則必須
- 3.医療機関債は「有価証券」ではなく「証拠証券」(借入金)です。
- 4. 当行がその総額を貸し付ける当行総額貸付型の医療機関債です。
- 5. 当行は社債の事務代行業務を活かし、事務代理人として医療機関債(借入金)に関する事務を受託します。



当行では、医療機関専門の担当者を東西で10名配置するとともに、「医師開業ローン」や「シンジケートローン」、「福祉医療機構との協調融資」等、医療業界向けの新たな融資スキーム・商品の開発にも積極的に取り組んでおります。引き続き、こうした医療業界の多様化する資金調達ニーズに対し、積極的にお応えしてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】 広報部 古舘 TEL:03-5512-2678